

京都市文化芸術活動再開への挑戦サポート交付金 プロジェクト募集案内

- ・ウィズコロナ社会において、文化芸術活動に挑戦するアーティストを支援します。
- ・採択されたプロジェクトは、クラウドファンディング（ふるさと納税型）により幅広く寄付を募り、京都市からも寄付額と同額を上乗せして交付します。
- ・意欲的なプロジェクトを募集します。

2 事業の概要

(1) 応募資格

以下の全てに当てはまる文化芸術活動をする個人又はグループ・団体(法人含む。)です。

- ・京都市内に住所地又は団体所在地、活動拠点のいずれかがあるもの
- ・京都市内で文化芸術事業を実施した実績を有するもの

※同一人が複数の応募を行い、又は別に応募を行うグループ・団体の一員となることはできません。

(2) 対象事業

以下の全てに当てはまる事業です。

- ・京都市内で実施する公演・展示等の制作発表(オンラインによる発表も含む。)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した「新しい生活スタイル」に適合するもの
- ・クラウドファンディング終了後(令和2年11月上旬予定)から令和3年3月31日までに確実に実施するもの

(天災や新型コロナウイルス感染症の再拡大による活動自粛要請など、採択決定後の社会的状況によって実現が難しい場合はこの限りではありません。)

(3) 対象となる文化芸術分野

文化芸術基本法第8条から第12条に列举された分野。分野横断的な取組も応募できます。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊

イ 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)

- ウ 雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- エ 講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能
- オ 生活文化（茶道，華道，書道，食文化(*1)その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽）
- カ その他，上記の複合分野等

(*1)本交付金は実演芸術を主な文化芸術活動とする事業を支援するためのものであり，飲食の提供を主たる目的とする活動は対象外です。

(4) 交付額 上限200万円

- ・プロジェクトを実施するために必要な金額を，200万円を上限に提案していただきます。
- ・提案金額に基づき，クラウドファンディング（ふるさと納税型）により京都市が寄付を募り，集まった寄付金に京都市が原則同額を上乗せし，交付します。

<提案金額が160万円の例>

例1：集まった寄付金が60万円の場合，市が60万円上乗せし120万円を交付

例2：集まった寄付金が80万円の場合，市が80万円上乗せし160万円を交付

例3：集まった寄付金が100万円の場合，市が60万円上乗せし160万円を交付(*)

(*)提案金額を上限とする。

※同一費用に対して国，京都府，民間等の補助金等を重複して申請し，交付を受ける場合は，重複する部分の金額を減額します。

(5) 対象経費

対象事業の実施に要する経費とします。

ただし，雇用に伴う保険等の共済費，著しく高額と認められる出演料，備品購入費など一部の経費は含みません。

※本交付金は，文化芸術活動への支援を目的とするものであり，いわゆる生活支援を目的としたものではありません。

※展覧会・公演等の中止・延期により生じた赤字の補填や，飲食代や生活費には使えません。

※応募日以降の支出が交付対象となります。（事前着手届の提出が必要となります。）

<対象外経費の例>

費目	細分	項目
旅費	交通費	特別料金（グリーン料金，ビジネスクラス料金等）

需用費	消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品 ・ パソコンやカメラ等，電力により稼働するもの ・ 参加者，協力者への贈答が目的のもの（賞状，景品等）
食糧費		食糧費全般（講師用の弁当，会議用の水等も全て）
共済費		雇用に伴う健康保険，年金保険，雇用保険等 ※イベント保険，その他危険な作業を行う場合のみ対象
団体が当然負担すべき経費		対象事業以外に係る人件費，団体等の運営経費（家賃，光熱水費，電話代等）
受益者負担とすべき経費		参加者等の受益者が負担すべき経費（材料費，送迎費等）
応募経費		本事業の応募に係る経費
対象期間外の支出		対象期間外（応募日から完了日の間以外）に実施した事業に係る経費
その他		社会通念上，不適切と認められる経費や著しく高額と思われる経費

(6) 採択予定件数

10件程度

3 交付までの流れ（予定）

応募受付	7月22日～8月21日
オンライン説明会	8月6日
審査	8月下旬～9月上旬
採択者の決定・通知	9月上旬
クラウドファンディング実施	9月～11月上旬
交付金額の通知	クラウドファンディング終了後
事業実施	クラウドファンディング終了後～令和3年3月
実績報告・交付金額確定・精算	事業終了後

4 応募について

(1) 提出書類

- ア 応募用紙
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ これまでの活動実績が分かる書類（自由様式。写真，パンフレット等。A4

サイズ3枚程度まで。)

オ 他の機関からの補助金・助成金等を受ける場合、その要項等内容が分かるもの

カ 事前着手届 ※採択者の決定・通知前に事業着手する方のみ。なお、提出されても採択を保証するものではありません。

キ グループ・団体の名簿 ※グループ・団体の場合

(2) 提出期間

令和2年7月22日（水）から8月21日（金）まで

(3) 提出方法及び提出先

提出はオンライン又は郵送により行ってください。

○オンラインの場合

締切 令和2年8月21日（金）午後5時

提出ページ https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_sp/

※締切直前は回線が込み合うことが予想されます。余裕を持って応募してください。

※「これまでの活動実績が分かる書類（自由様式。写真，パンフレット等。A4サイズ3枚程度まで。）」、「他の機関からの補助金・助成金等を受ける場合、その要項等内容が分かるもの」、「グループ・団体の名簿」については、オンライン応募を行った方にお送りするメールに添付して提出してください。

○郵送の場合

締切 令和2年8月21日（金）消印有効

提出先 〒604-8156 住所 京都市中京区山伏山町 546-2
京都芸術センター

注意事項 表面に「京都市文化芸術活動再開への挑戦サポート交付金」と朱書きすること

(4) オンライン説明会

事業概要や応募方法，注意点等に関するオンライン説明会を以下の日程で開催します。

※ 要予約（京都芸術センターのウェブサイトで8月1日から予約受付）

日時：令和2年8月6日（木）18：00～19：00

京都芸術センターウェブサイト：<https://www.kac.or.jp/>

(5) 注意事項

ア 京都市の他の補助金等の交付を受ける事業には交付できません。ただし，京

都市文化芸術活動緊急奨励金との併用は可能です。

イ 国、京都府、民間等の助成制度との併用は可能ですが、他制度において併用を禁じている場合は、この限りではありません。

また、国、京都府、民間等の助成を受ける場合は、提出書類の収支予算書収入の部に、収入予定額等を御記入ください。同一費用に対して補助金等を重複して申請し、交付を受ける場合、重複する部分の金額については交付できませんので、御注意ください。提出された資料に虚偽のある場合は、交付金を返還していただく場合があります。

ウ 提出に要した経費は応募者が負担するものとします。

エ 提出書類は返却しません。

5 事業の事前着手について

採択者の決定・通知前に事業着手する場合は、応募日以降であれば、「事前着手届」の提出を行うことにより事業着手は可能です。ただし、事前着手届を提出されても採択を保証するものではありません。

6 審査について

(1) 審査基準

- ①新規性（ウィズコロナ社会における新たな表現方法・鑑賞形態の提案内容）
- ②文化芸術活動の実績（これまでの作品のクオリティ）
- ③実現性（事業内容の具体性、実施に向けた計画性の有無）
- ④公共性（京都市の文化芸術振興に資するもの）、公益性（多くの人に届く事業形態かどうかなど京都市民への成果の還元）
- ⑤発展性（今後、継続的な事業展開が見込めるもの）

(2) 審査方法

提出された書類を基に学識経験者や文化芸術事業に精通した方で構成する審査会において、上記の審査基準により審査を行い、採択者を決定します。

7 採択者の決定・通知について

上記の審査の結果を基に採択者を9月上旬までに決定し、全ての応募者に結果を通知します。

8 クラウドファンディングの実施について

採択された事業のアーティスト・事業内容などを具体的に掲載してクラウドファンディング（ふるさと納税型）により寄付を募ります。

採択者には、掲載記事の作成や寄付者への返礼品の準備について事前に相談させていただきます。

9 交付金額の通知について

本市が実施するクラウドファンディング（ふるさと納税型）で調達した金額と原則として同額を本市が上乗せした額を交付金額として通知します。（11月上旬頃予定）

事業実施に当たって、交付金の先払いが必要な場合は、交付金額の通知以降に請求ができます。

10 実績報告・交付金額の確定・精算について

(1) 実績報告

交付者は、交付事業の実施期間が終了した日から1箇月以内又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、以下の資料を提出してください。

ア 実績報告書

イ 収支決算報告書

ウ 事業の実施状況が分かる資料

エ 経費の支出を確認することができる資料（領収書の写し等）

※証拠書類の原本は整理の上、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

オ 他の機関からの補助金・助成金等を受けた場合、補助額が分かる通知書等

(2) 交付金額の確定

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を通知します。同一費用に対して国、京都府、民間等の補助金等を重複して申請し、交付を受けていた場合は、重複する部分の金額を減額します。

(3) 精算

交付確定額が交付金額を下回った場合は過払分を返還していただくこととなります。

11 注意事項について

(1) 事業変更及び中止

原則として事業を中止することはできません。ただし、天災や新型コロナウイルス感染症の再拡大による活動自粛要請など、採択決定後の社会的状況によって実現が難しい場合等はこの限りではありませんので、直ちに御相談ください。

事業計画を途中で変更する場合は、事業変更承認申請書、事業計画書、収支予算書を提出し、事前に承認を受ける必要があります。変更を検討されている場合は、必ず事前に御相談ください。

(2) 団体名及び住所の変更

採択決定後、団体名の変更や住所の変更があった場合は、報告が必要となりますので、変更が生じた場合、直ちに御連絡ください。

(3) 交付金の返還

交付者が以下に掲げる項目に該当する場合は、交付した交付金の返還を求めます。

- ア 申請のあった事業計画の内容を実施する見込みがないと認められるとき。
- イ 所定の期間内に実績報告書又は関係資料の提出がないとき。
- ウ 実績報告書により報告を受けた事業内容が、申請の内容と著しく異なり、かつ、制度の趣旨を損なうものであると認められるとき。
- エ 交付金の使途がふさわしくないと認められるとき。
- オ その他、提出された資料に虚偽のあるとき。

※交付者は本交付金で得た成果を多くの市民に発信するなど積極的に還元するよう努めてください。

※活動終了後、本市のホームページ等での活動情報の発信を行う予定です。

1 2 相談・問合せ先

京都市文化芸術総合相談窓口

〔京都芸術センター（公益財団法人 京都市芸術文化協会）内〕

時間：午前 10 時から午後 6 時まで

電話：075-252-2162

E メール：ask@kyotoartsupport.com